

若者育成支援推進事業の実施状況について

1. 目的

長期にわたり就学・就労等の社会参加ができず、ひきこもり等の状態にある若者やその家族に対して、電話や面談による相談を実施するとともに、家族間でお互いの体験や接し方などについて情報交換できる場を設定することで、社会参加を促すことを目的としている。

2. 支援対象者

中学卒業後から39歳までのひきこもり等の状態にある本人とその家族

3. 相談事業

(1) 常設相談

民間事業者に委託し、臨床心理士などの専門家が助言、カウンセリング、関係機関への紹介を行う。

- ① 電話相談 様々な要因で外に出られない、初めての相談で対面相談は厳しいなどの悩みを持つ方が、電話により直接臨床心理士等の専門家に相談を行う。
- ② 来所相談 相談者が受託事業者の施設に出向き相談を行う。
- ③ 訪問相談 電話相談又は来所相談を実施した結果、自宅等での相談が効果的であると判断した場合に行う。

【相談実績】

	新規登録(人)	電話相談	来所相談	訪問相談	相談計(件)
28年度	11	3	57	9	69
29年度	8	4	95	17	116
30年度	13	14	112	16	142
元年度	8	10	108	19	137
2年度(4月~10月)	2	18	55	5	78
合計	42	49	427	66	542

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、令和2年4月7日~5月31日(緊急事態宣言発令中)は電話相談のみ実施。期間中の電話相談は12件。

(2) 新規登録後の相談者の推移

新規登録年度	人数	相談終了年度					令和2年度 継続相談
		28年度	29年度	30年度	元年度	合計	
28年度	11	3	1	0	2	6	5
29年度	8		2	1	1	4	4
30年度	13			5	5	10	3
元年度	8				2	2	6
合計	40	3	3	6	10	22	18

(3) 相談終了者の状況

相談終了者数（全22人）において、終了時の状況は以下のとおりとなっている。

	回復 ※1	他機関支援	区外転出	その他 ※2
28年度		3	2	1
29年度	2			2
30年度	3		1	6
元年度		1		1
合計	5	4	3	10

※1 回復・・・ひきこもり状態から学校や職場に通えるようになったり、アルバイト等を始めたり等、生活状況にプラスの変化があったことを指す。

※2 その他・・・本人の都合や、連絡が不能などにより終了。

4. 啓発事業

ひきこもり等に関する理解を深める機会の提供やひきこもり当事者の家族の負担軽減のため講演会を開催するとともに、講演会参加者が常設相談へとつながるよう個別相談会を実施する。また、同じ境遇にある家族同士の情報交換や、当事者へのアプローチ方法等を共有し、様々な情報交換をする場として茶話会を実施する。

【事業実績】

	講演会		個別相談会		茶話会	
	開催回数	参加人数	開催回数	相談件数	開催回数	参加人数
27年度	2回	44人	2回	11件	—	—
28年度	3回	61人	2回	11件	2回	12人
29年度	3回	44人	3回	13件	3回	0人
30年度	2回	29人	3回	14件	3回	18人
元年度	2回	26人	2回	8件	1回	6人
2年度	1回	18人	1回	5件	1回	4人
合計	13回	222人	13回	62件	10回	40人

新型コロナウイルス感染症感染防止のため、令和2年3月及び令和2年6月に実施予定であった啓発事業は中止した。また、令和2年11月は区が定めるガイドラインに沿って、消毒や検温、参加者同士のソーシャルディスタンスを保つ等、対策を十分に施した上で実施した。

5. 今後の取組みについて

現在の取組みは、講演会等の啓発事業並びに区外で実施する家族及び当事者本人との相談事業が中心であり、就労や就学等の社会参加に繋がりにくい。ひきこもりの状態から就労や就学へ移行することは、当事者にとってハードルが高いことから、次なるステップを踏み出せる自宅以外の場所が必要である。

今後は、ひきこもりや生きづらさなど困難を抱えた若者が、自宅等から一歩外に出て、社会参加の意欲向上につながる「居場所」の設置について検討していく。